

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 医療機関の指定
東郷都市計画事業松崎温泉土地区画整理設計
変更認可
五月三十一日専決処分した昭和三十年度特別
会計歳入歳出追加予算
建設業者の変更登録
鳥取県管住宅入居者の募集
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の選挙に関して
なされた收支に関する報告書要旨
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇正誤 昭和三十年六月二十八日目次中訂正

告示

鳥取県告示第三百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条

の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年七月五日

鳥取県知事 藤 茂

名 称 所 在 地 管轄保健所

国民健康保険直営 八頭郡智頭町大字 郡家保健所
智頭病院 智頭一、八七五

鳥取県告示第三百三十一号

昭和三十年五月二十七日東郷発第三七号で申請の東郷都市
計画事業松崎温泉土地区画整理設計変更を認可した。

昭和三十年七月五日

鳥取県知事 藤 茂

鳥取県告示第三百三十二号

昭和三十年五月三十一日専決処分した昭和三十年度特別
会計発電事業歳入歳出追加予算等は次のとおりである。

昭和三十年七月五日

鳥取県知事 藤 茂

昭和30年度特別会計発電事業費歳入歳出追加予算			
歳入	科目	田	予算額
4	果債		7,708,484
1	果債		7,708,484
歳入合計			7,708,484
歳出	科目	田	予算額
3	諸支出金		7,708,484
1	線上充用金		7,708,484
歳出合計			7,708,484
昭和31年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算			
歳入	科目	田	予算額
1	使用料及び手数料		13,061,804
昭和30年度特別会計発電事業費歳入歳出追加予算			
歳入	科目	田	予算額
1	使用料		13,061,804
歳入合計			13,061,804
歳出	科目	田	予算額
3	諸支出金		13,061,804
2	線上充用金		13,061,804
歳出合計			13,061,804

鳥取県告示第三十四号
 建設業法（昭和二十四年法律第九号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十年六月二十七日変更登録した。
 昭和三十年七月五日
 鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 (は)第三二七号 昭和二十九年 (新)寺谷建設 (旧)寺谷工務店
 五月二十八日

主たる営業所々在 申請者氏名
 岩美郡岩美町大字陸上四〇九ノ七 寺谷 兼治

鳥取県告示第三三十七号
 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、鳥取県営住宅入居者を次のように募集する。

昭和三十年七月五日
 鳥取県知事 遠藤 茂

一 設置場所 倉吉市大正町
 二 構造 鉄筋コンクリート造二階建
 三 募集の戸数 十九戸
 四 一戸当り間数及び主要な施設 階下六疊、洋室（フローリング張）一間、炊事場（水道、洗たく槽付）、水洗面所、テラス付 二階、六疊（押入付）、三疊各一間
 五 受付期間 昭和三十年七月五日から七日間 七月十二日まで

日曜日を除き毎日午前八時三十分より午後五時まで（但し土曜日は正午まで）
 六 受付場所 倉吉土木出張所
 七 入居の期日 別に指定する（七月下旬の予定）
 八 家賃月額 二千二百円（予定）
 九 敷金 六千六百円
 十 入居申入者の資格
 (一) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
 (二) 入居申込者（同居しようとする親族を含む）の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍（その額が三万二

- 千円をこえるときは三万二千円)以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。
- 十一 入居申込者の選考基準
- (一) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは、衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適當な居住状態にある者
 - (四) 正当な理由に因る立退の請求を受け、適當な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (六) 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮している

- ことが明らかな者
- 十二 入居の申込について要する書類
- 入居の申込者は、県営住宅入居申込書(倉吉土木出張所及び県建築課にそなへる)に次の書類を添えて受付期間内に倉吉土木出張所に提出すること。
- (一) 十の(一)の現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書(住居登録証明書)
 - (二) 十の(二)の収入に関する証明書
 - (三) 十一の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書
- 十三 入居者の選考
- 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会その他の団体又はその支部の昭和三十年四月三十日執行の鳥取県議会議員の一般選挙に関しなされた收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二 期間 昭和三十年四月二日から五月十五日まで
- 三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附	一件五百円以上の寄附	支出の総額	一件千円以上の支出	一件五百円以上の支出	報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	

